

Saitama City Ballet サイネリア会 会則

1. 名称

この会は、Saitama City Ballet サイネリア会と称し、事務局をスタジオ（さいたま市緑区東浦和2-3-21）におきます。

2. 目的

生徒及びその保護者が「バレエ技術の向上」「舞台芸術への理解の深厚」「健全な体と心の育成」というスタジオの基本理念のもとに協力し合い、スタジオの健全な発展と円滑な運営を補助することを目的とします。

3. 会員

Saitama City Balletに入会している生徒本人もしくは入会生徒（原則として18歳未満の場合）の保護者で構成します。

4. 活動

- ・ 役員及び各クラスの連絡網の整備、会の連絡事項の伝達、会費の集金及び会計、総会等の開催などを主な事業とします。
- ・ 生徒の成長に寄与する行事の開催を企画し、支援します。
- ・ 会の活動方針はあくまでスタジオ主宰者の意向にもとづき、他のいかなる者の干渉も受けません。

5. 会費・会計

- ・ サイネリア会の会費は一家庭につき月額 ¥750とし、新年度の4月1日～4月30日までに一年毎一括（¥300×12＝ ¥3,600）を納入します。
途中入会の方は月額 ¥300×月数（入会月～年度末まで）を入会時に納入します。
新年度4月の時点で何らかの事情で退会をする予定のある方は、月額 ¥300×月数（新年度4月～退会月まで）を新年度の4月1日～4月30日までに納入します。その際、スタジオ主宰者、本部役員にその旨を文章にて伝えてください。
- ・ 一度納入いただいた会費は、理由の如何を問わず返金しません。
- ・ 収入会費は主に発表会やイベント開催のスポンサー費、会の運営費などに支出されます
- ・ 会計年度は新年度4月1日より年度末3月31日とし、会計報告は文書にて行います。

サイネリア会会費 振込先

埼玉りそな銀行 南浦和支店 (普) 3962478

Saitama City Ballet サイネリアカイ

*振込みの際、クラス名をご記入ください

6. 会議

■ 総会

- 総会はサイネリア会全会員をもって構成します。
- 議案の決定は、総会出席者の承認によります。
- 総会では主に発表会その他舞台開催時の保護者による賛助分担および反省、次期役員の選出および承認、会則の改定、その他の必要事項を取り扱います。
- 全ての総会において、主宰者および教師にオブザーバーとしての出席を依頼します。

■ 本部役員会

- 本部役員会は本部役員で構成し、半期に一度の会計監査会を開催する他、自主的に合議会を設けます。
- 全ての本部役員会において主宰者にオブザーバーとしての出席を依頼します。

■ クラス役員会

- クラス役員会は本部役員および各クラス役員で構成し、総会に次ぐ会として必要に応じて開催します。
- 総会で承認を受けるまでもないと主催者が判断する事項を主に取り扱います。
- 全てのクラス役員会において主宰者にオブザーバーとしての出席を依頼します。

7. 本部役員

- 本部役員は総務 [1名]、会計 [1名]、会計監査・書記 [1名] で構成される。
- 本部役員の任期は1年間、新年度総会から次期新年度総会までとする。
- 本部役員の退会等の事由により本部役員に欠員が生じた場合は、前任者の推薦または候補者を募り、主宰者の信任を経て決定する。
- 本部役員はクラス役員とは兼任しない。

8. クラス役員

- クラス役員は原則として各クラス1～2名が担当する。
- 各クラスより選出して、主宰者の信任を経て決定する。
- クラス役員の任期は1年間、新年度総会から次期新年度総会までとする。
- クラス役員の退会等の事由によりクラス役員に欠員が生じた場合は、前任者の推薦または候補者を募り、主宰者の信任を経て決定する。